

2022年度自己点検・評価シート (文学部)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<評定形式>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目（細目）	評価②	③現状説明	④効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料	
101	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されているか。	A	文学部では、教育研究目的（人材養成目的）を「人文科学の領域に関する高度の教育研究を行い、多様化する社会で他者と共生し、主体的に表現できる豊かな素養を身に付けた人材を養成する。」と定め、大学学則第2条の2（1）に明示している。 また、文学部の教育研究目的に基づき、英語英米文学科、日本語日本文学科、コミュニケーション学科における人材養成目的も定めている。			・大学として掲げる理念は、どのような内容か。 ・教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学としての目的及び学部・研究科における教育研究上の目的は、どのような内容か。 ・上記の学部・研究科の目的は、大学の理念・目的と連関しているか。 ・上記の大学及び学部・研究科の目的は、高等教育機関としてふさわしいものであり、かつ個性や特徴が示されているか。		■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則	
102	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。	A	文学部の教育研究目的（人材養成目的）は、大学学則第2条の2（1）に明示している。また、文学部の教育研究目的に基づき定めた各学科の人材養成目的については、「三つの方針」とともに一括して明示している。			1 大学の理念・目的の公表 ・大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	2 学部・研究科等における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表 ・理念・目的は、学則又はこれに準ずる規則等に定められているか。 ・理念・目的は、どのような方法によって教職員及び学生に周知され、また、社会に対して公表されているか。 ・上記の周知・公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか	■大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・大学案内 ・大学院案内 ■大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体）	
103	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	A	(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策は設定されているか。	A	中期計画「21-25 PLAN」において、文学部・人文科学研究科の事業を策定し、各学科、研究科の将来計画を実現するための教学改革プロジェクトに取り組んだ。			・中・長期の計画その他の諸施策は、どのような内容か。 ・上記の計画、施策等は、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容になっているか。		■中・長期計画、アクションプラン、具体的な施策等 ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2020年度版） ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2021年度版） ・大学公式サイト 大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2030』	

2022年度自己点検・評価シート (文学部)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目（細目）	評価②	③現状説明	④効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成は適合しているか。	A	文学部は、本学の目的及び使命に基づき、「人文科学の領域に関する高度の教育研究を行い、多様化する社会で他者と共生し、主体的に表現できる豊かな素養を身に付けた人材を養成する」ことを教育研究目的（人材養成目的）として定め、これを実現するため、英語英米文学科、日本語日本文学科、コミュニケーション学科の3学科を設置している。			・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）はどのように構成されているか。		■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教育研究組織の適切性について、文学部では、2023年度第2回文学部主任等会議（2023年5月31日開催）及び2023年度第3回文学部教授会（2023年6月7日開催）において、点検・評価項目に従つて、「2022年度自己点検・評価シート（大学基準3）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・教育研究組織の構成に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか（組織の設置・改編、センターにおける新規事業の導入等）。		『参考』 ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したこと示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート

2022年度自己点検・評価シート (文学部)

大学基準4 教育課程・学習成果

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行していない」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目（細目）	評価②	③現状説明	④効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
401	授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	A	(1) 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識・技能・態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を適切に設定し（授与する学位ごと）公表しているか。	A	■学生要覧、大学公式webサイトに各学科のディプロマ・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】			・学位授与方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。 ・上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。	7 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表 ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、原則として授与する学位ごと（分野と学位課程種）に設定することが求められる。 ※ ただし、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の設定が、学部・学科・研究科・専攻ごとなどであっても、内容が当該学部・学科・研究科・専攻等が授与する学位に即したものであれば、ただちに提言の対象とはしない。 ・学位授与方針に、修得すべき知識、技能、能力など当該学位にふさわしい学習成果を示していない場合は、改善課題として指摘する。 ※ 学位授与方針に、卒業要件、修了要件が含まれていない場合であっても、別途示していれば問題としない（概評にも記述しない）。 ※ 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針が、内容において一貫していないと判断される場合は、基準2の概評で指摘する（問題の程度によっては、改善課題又は正勧告を付すことも可）。	■学位授与方針を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体） ・大学公式サイト 英語英米文学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 日本語日本文学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト コミュニケーション学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 音楽芸術学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 演奏学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 國際交流学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 英語英米文学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 日本語日本文学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 演奏専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 音楽芸術専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 国際交流専攻の人材養成目的及び三つの方針
402	授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。		(1) 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針を設定し公表しているか。（授与する学位ごと） ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等	A	■学生要覧、大学公式webサイトに各学科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】			・教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。 ・上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方方が明確に示されているか。 ・上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。	・教育課程の編成・実施方針に、教育課程の編成に関する基本的な考え方又是実施に関する基本的な考え方のうち、いずれか一方が示されていない場合は、改善課題として指摘する。 ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	■教育課程の編成・実施方針を公表している・大学公式サイト ※401の根拠資料「学位授与方針」と同じページ
			(2) 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針とは適切な連関性があるか。	A	■カリキュラム・マップ及びシラバスにおける各科目の到達目標という形で連関性を持たせている。【学生要覧、シラバス】			・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。		
403	教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	A	(1) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置を講じているか。 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性・体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容・方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】【学専】） ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】） ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）	A	■カリキュラム・ポリシーに基づき、毎年度科目の改廃を実施している。 ■科目の改廃にあたっては科目設置の目的、内容・授業方法の概要、科目区分、単位数、履修年次、ナンバリングを明記した資料により大学教務委員会で審議する。【大学教務委員会資料】 ■各学科で導入教育科目（「R&R（入門ゼミ）」）を設け初年次教育、高大接続を行っている。 【開講科目表、学生要覧】			・全般的に見て、学部・研究科の教育課程は、どのように編成されているか。 ※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・当該学部・研究科の教育研究上の目的と課程修了時の学習成果と、各授業科目との関係の明確性 ・専門分野の学問の体系を考慮した教育課程編成 ・学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当 ・各学部・研究科における教育課程の編成について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。	■履修要項、シラバス※ ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 《参考》 ■教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられます。※ 《参考》 ■当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられます。※	

403	(つづき)	A	(2) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施しているか。	A ■各学科専門科目の大部分が他学科生履修可能となっており、学生は幅広く教養、技能を修得することが可能となっている。【学生要覧】 ■全学教養教育機構のCLAコア科目では社会と仕事を学ぶ「キャリア形成の理解1、2」「キャリア系の知識を深める1、2、3」「社会人基礎力の取得と実践1、2」「キャリア実習（短期インターンシップ、長期インターンシップ）を開講している。【学生要覧、開講科目表】					
404		A	学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	A ■1学期の登録単位数の上限を24単位とするCAP制度を設けている。【学生要覧】 ■授業及び授業外に必要な学生の学習を活性化するため、シラバスにおいて参考資料の提示、授業外学修の指示を行っている。 ■シラバスは各科目担当部署において確認をし、カリキュラムとの整合性を担保している。【「2022年度開講科目のシラバス点検について（依頼）」（2022年2月14日発信）】 ■教員向けの「シラバス（授業計画）作成要領」において、原則としてシラバス公開後の変更はできないこととしているが、学期開始前に遠隔・対面等の授業形態が確定した段階でシラバス改訂を行っている。学生には履修登録をする前に、必ずシラバスを確認するように周知している。シラバスにはフィードバックの方法を記入することとして、教員・学生間のコミュニケーション機会を確保している。また、最終的に目的・目標が達成できるよう進捗状況や理解度、授業期間中の授業アンケート等を確認しながら授業計画や方法等を適宜見直すことが重要である旨周知している。なお、授業外学習を促す手がかりとするため、シラバスにおける「テキスト」もしくは「参考資料」のいずれか一方は必ず記載することとしており、履修者の自発的な取り組みのために必ず具体的な資料名を指示することとしている。 ■履修登録前～履修登録期間中に各科目責任者による履修相談及びアカデミック・アドバイザーによる面談の機会があり、履修や学習のための指導の機会を担保している。 ■演習、実習、ワークショップ等の授業形態では学科選抜、初回授業時選抜、要手続、履修者選抜といった手段で適切な履修数としている【開講科目表】 ■講義科目においても履修者数が200名を超えた科目は、教育効果の観点から次年度において120名に制限している。【開講科目表、大学教務委員会資料】			<p>・全学的に見て、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、どのような方法が取られているか。</p> <p>※その根拠として、下記の実際の状況も確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針と教育方法の整合性 ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法の採用とその実施 ・1授業当たりの適切な学生数の設定と運用 ・シラバスの作成と活用 ・履修指導 ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習時間、学習内容の確保）を図る措置 ・各学部・研究科における教育方法の導入、教育の実施について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。 <p>① 大学設置基準第27条の2第2項又は専門職大学設置基準第23条第2項の規定に基づき、成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合。</p> <p>② その他学内の規定に基づき学部長や学科長等による許可のもと履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合。</p> <p>※履修登録単位数の上限設定については、編入学生に対する場合も同様とする。</p> <p>9 1学期の授業期間と単位計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業期間が必ずしも15週である必要はない。ただし、授業における学生の学習時間が十分に確保されていない場合は、改善課題として指摘する。 ・単位計算が不適切である場合は、是正勧告として指摘する。 		<p>■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学生要覧 ・大学院要覧 <p>■履修要項、シラバス※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 <p><修士課程、博士課程></p> <p>■研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示した資料*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院要覧 <p>『参考』</p> <p>■学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/ ・学修行動調査結果

405	成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	A	<p>■編入者の既修得単位については、2年次編入については30単位以上、3年次編入については62単位以上を編入学前大学で修得していることを編入学の条件とし、編入学時には成績証明書で確認のうえ、前者については30単位、後者については62単位を認定している。いずれの場合においても本学の建学の精神を具現化したキリスト教科目区分としては認定せず、本学における修得を課している。【大学学則、学生要覧】</p> <p>■編入者以外の者についての既修得単位については、自由選択科目区分として、他の単位認定と合わせて60単位までを認定可としている。【大学学則、学生要覧】</p> <p>■成績評価基準は学生要覧に定め、各科目での具体的な成績評価については、シラバスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。【学生要覧、シラバス】</p> <p>■また学士課程においては成績評価のガイドラインを定め、S,A評価の上限を50%までとしている【学生要覧】</p> <p>■卒業・修了要件は、学生要覧に明記している。【学生要覧】</p>		<p>・全学的に見て、学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与は、どのように行われているか。 ※その根拠として、下記の実際の状況も確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳正かつ適正な成績評価及び単位認定の実施 ・既修得単位等の適切な認定 ・学位授与における実施手続及び体制の明確性 ・各学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。 	<p>10 卒業・修了要件の設定及び明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業・修了の要件を明確にし、刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、あらかじめ学生に明示していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・既修得単位として認定する単位数の上限が、設置基準で認められている数を超えていている場合は、是正勧告として指摘する。 	<p>■卒業・修了の要件を明確にし、刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、あらかじめ学生が理解するための資料※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生要覧 ・大学院要覧 <p>■履修要項など卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生要覧 ・大学院要覧 <p>《参考》</p> <p>■成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料などが考えられます。※</p> <p><修士課程、博士課程></p> <p>■学位論文審査基準を学生に示している資料※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院要覧 		
		A	(2) 学位授与を適切に行うための措置を講じているか。 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示 ・学位審査及び修了認定の客觀性・厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与				<p>11 研究指導計画及び学位論文審査基準の明示（修士・博士課程）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各研究科の学位課程ごとに、研究指導の方法やスケジュールをあらかじめ定めていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・上記の内容を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、あらかじめ学生に明示していない場合は、改善課題として指摘する。 ・各研究科の学位課程ごとに、学位論文や特定の課題についての研究の成果の審査基準を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・審査基準を公表していても文書等によってあらかじめ学生に明示していない場合は、改善課題として指摘する。 		
406	学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	A	<p>(1) 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定しているか。（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）</p>	A	<p>■学士課程を通じた統合的な科目として卒業論文等を必修として課し、課程を通じた成果を測定している。</p>		<p>・全学的に見て、学位授与方針に示した学生の学習成果は、どのような方法で測定されているか。</p> <p>※その根拠として、下記の実際の状況も確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用 ・当該職業を担うのに必要な能力の修得状況の把握（特に専門的な職業との関連性が強い教育課程の場合） ・学習成果を測定するにあたり、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援しているか。 	<p>●【基準4】学位授与方針に定めた学習成果の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習成果の測定方法が決まっておらず、検討もしていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・検討は始まっているが、まだ学習成果の測定方法は決められていない、又は、学位授与方針に示した学習成果と測定方法の関係性が不明瞭で、多角的かつ適切に学習成果を測定しているとは言えない場合は、改善課題として指摘する。 ・学習成果を測定するにあたり、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援しているか。 <p>※測定方法の検討がある程度進んでおり、近い将来成果を測定できることが見込める場合は、提言を付さず概評でその実行を促す。</p>	<p>《参考》</p> <p>■卒業生調査の調査票やループリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学修行動調査結果 ・授業アンケート結果 ・卒業生アンケート結果 <p>《参考》</p> <p>■学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など、学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録

407	<p>教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。 ・学習成果の測定結果の適切な活用<2020年3月追加項目></p> <p>A 所管部門からの検証資料を受け、文学部としては、2023年度第2回文学部主任等会議（2023年5月31日開催）及び2023年度第3回文学部教授会（2023年6月7日開催）において、「2022年度自己点検・評価シート（大学基準4）」の記載内容をもとに教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行った。</p>	<p>(2) 学習成果の測定結果を適切に活用しているか。</p> <p>A ■特定科目の修得状況、GPA等の学修成績を用いて3、4年次必修ゼミ科目クラス選抜に活用している。【各学科ゼミ募集資料】 ■特に英語科目においてはプレイスメント・テストの結果によりレベル別のクラス分けをおこなっている。【英語教育運営委員会資料】 ■学修行動調査の結果を各科目所管部署でのカリキュラム改革の検討材料として利用している。【大学FD委員会資料】</p>	<p>(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p> <p>A ■教員は授業アンケートの結果を確認し、各担当授業の改善、学生への応答を各授業内で行うとともに、これを授業改善計画という形で学内に公表している。【大学FD委員会資料】</p>	<p>・教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。</p>	<p>『参考』 ■学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。※ ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録 ・全学教養教育機構会議記録 ・自己点検・評価シート</p>
-----	---	---	--	---	--	---

2022年度自己点検・評価シート (文学部)

大学基準5 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目（細目）	評価②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
501	学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	A	(1) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表がされているか。	A	各学科ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえた学生の受け入れ方針を設定し、本学公式サイト及び学生募集要項にて公表を行っている。			<ul style="list-style-type: none"> ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定されているか。 ・上記の方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示されているか。 ・上記の方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合しているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 	12 学生の受け入れ方針の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学生の受け入れ方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 学生の受け入れ方針は、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との一貫性が明確であれば、必ずしも授与する学位の分野ごとに設定されていなくてもよい。ただし、異なる学位課程（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）で同一の方針とすることはできない。 ・学生の受け入れ方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によつても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・学生の受け入れ方針に、求める学生像を示していない場合は、改善課題として指摘する。 ※ 学生の受け入れ方針に、入学前の学習歴、学力水準、能力が含まれていない場合であつても、提言せずに概評で指摘する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■入学試験要項※ (一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試) ■学生の受け入れ方針を公表しているウェブサイト <ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体） ・大学公式サイト 各学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 大学院各専攻の人材養成目的及び三つの方針
502	学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	A	(1) 学生の受け入れ方針に基づいた学生の募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定しているか。	A	学生の受け入れ方針に基づいた学生の募集方法を設定し、学部入試委員会及び入試MM委員会・学部教授会にて検討・審議を行っている。					<ul style="list-style-type: none"> ■入学試験要項※ (一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試)
		A	(2) 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供を行っているか。	A	本学公式サイトに公表されており、受験生応援サイトでも「よくある質問」として情報提供を行っている。その他同様の内容を大学案内パンフレットにも掲載している。			<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜は、学生の受け入れ方針に沿つて、どのように制度化されているか。 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供はどのように行われているか。<2020年3月追加項目> ・入学者選抜の運営体制は、どのように整備されているか。 ・上記の運営体制のもと、入学者選抜は公正に実施されているか。 ・入学者選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているか。 		
		A	(3) 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制を適切に整備しているか。	A	入学者選抜については、学長の責任のもと、各学部・研究科で審議の上、決定している。					
		A	(4) 公正な入学者選抜を実施しているか。 ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施	A	入学者選抜は、文部科学省が通知する大学入学者選抜実施要項に沿つて適切に行い、上記の運営体制にて公正に実施している。					
		A	(5) 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施しているか。 ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等）	A	本学公式サイトに「受験上の配慮等」として受験時及び入学後の生活について事前に相談を受け付ける体制を公表しており、相談内容に応じて学内関係部署と協議の上、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。					<ul style="list-style-type: none"> ■入学者選抜に係る規程 <ul style="list-style-type: none"> ・大学入試委員会規程 ・入試MM委員会規程 ・文学部入試委員会規程 ・音楽学部入試委員会規程 ・国際交流学部入試委員会規程

503		B	<p>(1) 入学定員及び収容定員を適切に設定した在籍学生数を適切に管理しているか。</p> <p><学士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学定員に対する入学者数比率 <学士課程> ・編入学定員に対する編入学生数比率 <学士課程> ・収容定員に対する在籍学生数比率 <学士課程> ・収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応 <修士・博士・専門職学位課程> ・収容定員に対する在籍学生数比率 	<p>B</p> <p>学士課程における在籍学生数比率及び入学者数比率に関しては、学部と入試部門の間で現状数値の共有を図り、適切な数値に收まるよう管理している。入学者数が減少傾向であり、改善させるための検討が必要な状況である。</p>	<p>・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数は、入学定員に対して適正な数となっているか。</p> <p>・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持しているか。</p> <p>・収容定員に対し、在籍学生数が大幅に超過している場合、どのような対策が検討、実施されているか。</p> <p>・収容定員に対し、在籍学生数が充足していない場合、どのような対策が検討、実施されているか。</p>	<p>13 定員管理</p> <p>[学士課程]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部又は学科における入学定員充足率の5年平均又は収容定員充足率が【表1】の目安に抵触している場合は、該当する学部又は学科を取り上げながら、学士課程全体の定員管理の問題として提言を付す。 ・学士課程全体の収容定員充足率が【表1】(定員超過の場合は「左記以外の分野」の欄を適用)の目安に抵触している場合は、上記の提言とあわせて該当する提言を付す。 <p>【表1】</p> <p>定員超過 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1.25以上・・・改善課題 ・1.30以上・・・是正勧告 <p>定員未充足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0.90未満・・・改善課題 ・0.80未満・・・是正勧告 <p>【修士・博士・専門職学位課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科における収容定員充足率が、【表3】の目安に抵触している場合は、該当する研究科を取り上げながら、大学院全体の問題として該当する提言を付す。 <p>【表3】</p> <p>定員超過 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.00以上・・・改善課題 <p>定員未充足 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修士課程 0.50未満・・・改善課題 ・博士課程 0.33未満・・・改善課題 	<p>■大学基礎データ (表2、表3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学基礎データ (表2) 「学生」 ・大学基礎データ (表3) 「学部・学科、研究科における志願者・合格者・入学者の推移」
504		A	<p>(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を行っているか。</p>	<p>A</p> <p>学生の受け入れの適切性について、2023年度第1回入試MM委員会（2023年4月19日開催）で提供される前年度入試データや各種企画実施報告資料に基づき、結果検証を行っている。</p>		<p>・学生の受け入れに関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。</p> <p>・上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか</p>	<p>『参考』</p> <p>■入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価シート
		A	<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	<p>A</p> <p>入試MM委員会構成員を中心に広報活動や入試制度の見直しを都度協議している。</p>			

2022年度自己点検・評価シート (文学部)

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目（細目）	評価②	③現状説明	④効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
601	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	A	(1) 下記内容を含む大学として求める教員像を設定しているか。 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等	A	【参考】大学全体の記述 「フェリス女学院大学の教育研究活動の方針」の中で「教員・教員組織に関する方針」を定め、大学公式サイトに掲載している。求める教員像については、「建学の精神及び教育理念を理解し、変化する社会に対応できる資質を有し、優れた教育力と研究能力を兼ね備えた人材」とし、教員組織の編成に当たっては、「長期的な計画のもと、教員の年齢構成・ジェンダー・バランス・国際性等に配慮する」ことを定めている。また、各学位課程における専門分野に関する能力については、「各学部・研究科では、それぞれのディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）にかなった教育に必要な教員組織を目指すとともに、少人数教育を可能にする教員数の確保にもとどめる」としている。			・教員組織の編制方針は、どのような内容か。 ・大学として求める教員像は、どのような内容か。 ・上記の方針及び求める教員像は、どのように学内で共有されているか。		■大学として求める教員像、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等について大学としての考え方を明らかにし学内で共有した資料※ ・各学部・研究科「教員の編成方針」（教授会資料） ・大学公式サイト 教員・教員組織に関する方針 ・大学公式サイト 各学部・研究科の教員の編成方針
602	教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	A	(1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は適切か。 (2) 適切な教員組織編制のための措置を講じているか。 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む） ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置	A	【2023年5月1日現在】 英語英米文学科は、専任教員数9名、うち教授数7名であり、基準数（専任教員数6名、うち教授数3名）を満たしている。 日本語日本文学科は、専任教員数9名、うち教授数7名であり、基準数（専任教員数6名、うち教授数3名）を満たしている。 コミュニケーション学科は、専任教員数10名、うち教授数8名であり、基準数（専任教員数6名、うち教授数3名）を満たしている。				14 設置基準上必要専任教員数の充足 [学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程] ・専任教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ（表4、表5） ・大学基礎データ（表4）「主要事業科目の担当状況（学士課程）」 ・大学基礎データ（表5）「専任教員年齢構成」 ・大学基礎データ（表1）「組織、設備等（教員組織）」
		A	(3) 学士課程における教養教育の運営体制は適切か。	A	各学年に開設している演習科目や、主要な専門科目は主として専任教員が担当している。 外国籍の教員については、日本語日本文学科で1名（中国籍）を配置している。なお、本学では、全学の英語教育を担う教員が全学教養教育機構に所属しているが、外国籍の教員も配置し、教育成果を上げるうえで適切な教員構成となっている。また、教員の男女比の適切なバランスが保たれるよう配慮している。			・教員組織は、教員組織の編制方針に沿って、どのように編制されているか。 ・教員数は各設置基準を満たし、教育研究上必要な規模の教員組織が編制されているか。 ・教員組織の年齢構成に、著しい偏りがないか。 ・教育研究上の必要性を踏まえ、教員組織は、教育と研究の成果を上げるうえで十分な教員で構成されているか。	『参考』 ■適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。※	

603	教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	A	(1) 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し規程を整備しているか。	A	文学部に所属する教員の募集、採用、昇任等に関する基準及び手続については、「大学専任教員用規程」に基づき定めた「文学部専任教員の任用に関する内規」を整備し規定している。			・教員の募集、採用、昇任等に関わる基準及び手続は、どのような内容か。 ・教員の募集、採用、昇任等において、公正性に対し、どのように配慮されているか。	■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程※ ・大学教員区分及び資格基準 ・大学専任教員用規程 ・文学部専任教員の任用に関する内規 ・音楽学部専任教員の任用に関する内規 ・国際交流学部専任教員の任用に関する内規 ・大学特任教授規程 ・大学任期付専任教員用規程 ・大学任期付専任教員用規程施行細則 ・外国语契約教員用規程 ・語学教育担当嘱託教員用規程 ・留学生担当嘱託教員用規程 ・音楽学部嘱託教員用規程 ・情報センター担当嘱託教員用規程 ・客員教員規程 ・非常勤教員用規程 ・大学院担当教員に関する内規	
		A	(2) 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。	A	教員の募集、採用、昇任等に際しては、文学部教授会のもとに選考委員会または審査委員会を設置し、「大学専任教員用規程」「文学部専任教員の任用に関する内規」のほか、関連諸規程の規定に基づき選考または審査手続きを行った後、文学部教授会、大学評議会、本部諸会議の議を経て任用している。					
604	ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上について行なっているか。	A	(1) ファカルティ・ディベロップメント(FD)を組織的に実施しているか。	A	英語英米文学科では卒業論文指導に関する勉強会を開き、各ゼミの現況を共有し、また課題に対する改善点について話しあった。 日本語日本文学科では、現在文化庁において審議が進められている「登録日本語教員」に関する概要を共有したうえで、本学の日本語教員養成講座がめざす方向性について話し合った。 コミュニケーション学科では、2022年11月16日（水）に高田明典先生を講師として、FD勉強会「プログラミング環境の現在—テキスト分析を例として—」を実施した。			・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるため、どのような取り組みが組織的に実施されているか。 ・教育改善以外に、研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みがない場合は、改善課題として指摘する。 ・下記の3つの単位ごとに、固有のファカルティ・ディベロップメントが全く実施されていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育改善以外に、研究活動の活性化を図る取り組みとして、教員の業績評価はどのように位置づけられ、実施されているか。	15 ファカルティ・ディベロップメントの実施 ・ファカルティ・ディベロップメントが全く実施されていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育改善以外に、研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みがない場合は、改善課題として指摘する。 ① 学士課程全体又は各学部 ② 修士課程・博士課程全体又は各研究科 ③ 専門職学位課程全体又は各研究科	■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況（参加率含む）が分かる資料※ ・FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト FD活動報告書 ・2021年度FD講演会・勉強会一覧
605	教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教員・教員組織の適切性について、文学部では、2023年度第2回文学部主任等会議（2023年5月31日開催）及び2023年度第3回文学部教授会（2023年6月7日開催）において、点検・評価項目に従つて、「2022年度自己点検・評価シート（大学基準6）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・教員組織に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教員組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。	『参考』 ■教員組織の適切性を検証したことと示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。※ ・自己点検・評価シート	

2022年度自己点検・評価シート (国際交流学部)

基準1(国際交流学部)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<評定形式>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目（細目）	評価②	③現状説明	④効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
101	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されているか。	A	国際交流学部では、教育研究目的（人材養成目的）を「国際交流の領域に関する高度の教育研究を行い、グローバリゼーションの時代にふさわしい、専門分野の枠を超えた総合的知識を身に付けた人材を養成する。」と定め、大学学則第2条の2(3)に明示している。 また、国際交流学部の教育研究目的（人材養成目的）に基づき、国際交流学科の人材養成目的も定めている。			・大学として掲げる理念は、どのような内容か。 ・教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学としての目的及び学部・研究科における教育研究上の目的は、どのような内容か。 ・上記の学部・研究科の目的は、大学の理念・目的と連関しているか。 ・上記の大学及び学部・研究科の目的は、高等教育機関としてふさわしいものであり、かつ個性や特徴が示されているか。		■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則
102	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。	A	国際交流学部の教育研究目的（人材養成目的）は、大学学則第2条の2(3)に明示している。また、国際交流学部の教育研究目的（人材養成目的）に基づき定めた国際交流学科の人材養成目的については、「三つの方針」とともに一括して明示している。			1 大学の理念・目的の公表 ・大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 2 学部・研究科等における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表 ・教育研究上の目的を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・理念・目的は、どのような方法によって教職員及び学生に周知され、また、社会に対して公表されているか。 ・上記の周知・公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか		■大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・大学案内 ・大学院案内 ■大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体）
103	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	A	(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策は設定されているか。	A	中期計画「21-25 PLAN」において、国際交流学部・国際交流研究科の事業を策定し、各学科・研究科の将来計画を実現するための教学改革プロジェクトに取り組んだ。			・中・長期の計画その他の諸施策は、どのような内容か。 ・上記の計画、施策等は、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容になっているか。		■中・長期計画、アクションプラン、具体的な施策等 ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2020年度版） ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2021年度版） ・大学公式サイト 大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2030』

2022年度自己点検・評価シート (国際交流学部)

基準3(国際交流学部)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<評定形式>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目（細目）	評価②	③現状説明	④効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成は適合しているか。	A	国際交流学部は、本学の目的及び使命に基づき、「国際交流の領域に関する高度の教育研究を行い、グローバリゼーションの時代にふさわしい、専門分野の枠を超えた総合的知識を身に付けた人材を養成する」ことを教育研究目的（人材養成目的）として定め、これを実現するため、国際交流学科を設置している。					■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。					・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）はどのように構成されているか。		■大学基礎データ（表1） ・大学基礎データ（表1）組織・設備等（教育研究組織）
			(3) 教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性							
			(4) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	中期計画「21-25 PLAN」において、国際交流学部の将来計画、人材養成目的を実現するための教学改革に取り組んでいる。中期計画は毎年、事業の経過とその成果を検証する機会を設けており、その作業をとおして、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く環境等の観点から、各学科のカリキュラム・組織体制について確認している。	2014年度より3プログラム（国際協力・文化交流・人間環境）を導入したが、その後の学問的動向及び社会的要請の変化に鑑みて、プログラムの見直しを行い、2023年度より、「グローバル社会」「国際地域文化」「SDGs・ライフデザイン」の3プログラムに改め、またそれに伴いカリキュラムについても見直しを行った。				
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教育研究組織の適切性について、国際交流学部では、2023年度第3回国際交流学部主任等会議（2023年6月7日開催）及び2023年度第3回国際交流学部教授会（2023年6月7日開催）において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート（大学基準3）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・教育研究組織の構成に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか（組織の設置・改編、センターにおける新規事業の導入等）。		■参考 ・学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したこと示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A						

2022年度自己点検・評価シート

(国際交流学部)

大学基準4 教育課程・学習成果

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行していない」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目（細目）	評価②	③現状説明	④効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
401	授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	A	(1) 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識・技能・態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を適切に設定し（授与する学位ごと）公表しているか。	A	■学生要覧、大学公式webサイトに各学科のディプロマ・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】			<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。 ・上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 	7 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、原則として授与する学位ごと（分野と学位課程種）に設定することが求められる。 ※ ただし、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の設定が、学部・学科・研究科・専攻ごとなどであっても、内容が当該学部・学科・研究科・専攻等が授与する学位に即したものであれば、ただちに提言の対象とはしない。 ・学位授与方針に、修得すべき知識、技能、能力など当該学位にふさわしい学習成果を示していない場合は、改善課題として指摘する。 ※ 学位授与方針に、卒業要件、修了要件が含まれていない場合であっても、別途示していれば問題としない（概評にも記述しない）。 ※ 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針が、内容において一貫していないと判断される場合は、基準2の概評で指摘する（問題の程度によっては、改善課題又は正勧告を付すことも可）。 	<ul style="list-style-type: none"> ■学位授与方針を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体） ・大学公式サイト 英語英米文学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 日本語日本文学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト コミュニケーション学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 音楽芸術学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 演奏学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 國際交流学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 英語英米文学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 演奏学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 日本語日本文学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 音楽芸術専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 演奏専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 國際交流専攻の人材養成目的及び三つの方針
402	授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	A	(1) 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針を設定し公表しているか。（授与する学位ごと） ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等	A	■学生要覧、大学公式webサイトに各学科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】			<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。 ・上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方方が明確に示されているか。 ・上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針に、教育課程の編成に関する基本的な考え方又は実施に関する基本的な考え方のうち、いずれか一方が示されていない場合は、改善課題として指摘する。 ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■教育課程の編成・実施方針を公表している・大学公式サイト <p>※401の根拠資料「学位授与方針」と同じページ</p>
403	教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	A	(1) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置を講じているか。 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性・体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容・方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】【学専】） ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】） ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）	A	■カリキュラム・ポリシーに基づき、毎年度科目の改廃を実施している。 ■科目の改廃にあたっては科目設置の目的、内容・授業方法の概要、科目区分、単位数、履修年次、ナンバリングを明記した資料により大学教務委員会で審議する。【大学教務委員会資料】 ■導入教育科目（「導入演習」）を設け初年次教育、高大接続を行っている。 【開講科目表、学生要覧】			<ul style="list-style-type: none"> ・全般的に見て、学部・研究科の教育課程は、どのように編成されているか。 ※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と、各授業科目との関係の明確性 ・専門分野の学問の体系を考慮した教育課程編成 ・学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当 ・各学部・研究科における教育課程の編成について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ■履修要項、シラバス* ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 <p>※参考</p> <p>■教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられます。*</p> <p>※参考</p> <p>■当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられます。*</p>

403	(つづき)	A	<p>(2) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施しているか。</p>	<p>■各学科専門科目の大部分が他学学生履修可能となっており、学生は幅広く教養、技能を修得することが可能となっている。【学生要覧】 ■全学教養教育機構のCLAコア科目では社会と仕事を学ぶ「キャリア形成の理解1、2」「キャリア系の知識を深める1、2、3」「社会人基礎力の取得と実践1、2」「キャリア実習（短期インターンシップ、長期インターンシップ）を開講している。【学生要覧、開講科目表】</p>					
404	A	<p>(1) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じているか。 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容・方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法・基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 <学士課程> ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 <学士課程> ・適切な履修指導の実施 <修士課程・博士課程> ・研究指導計画（研究指導の内容・方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施</p>	<p>■1学期の登録単位数の上限を24単位とするCAP制度を設けている。【学生要覧】 ■授業及び授業外に必要な学生の学習を活性化するため、シラバスにおいて参考資料の提示、授業外学修の指示を行っている。 ■シラバスは各科目担当部署において確認をし、カリキュラムとの整合性を担保している。【「2022年度開講科目のシラバス点検について（依頼）」（2022年2月14日発信）】 ■教員向けの「シラバス（授業計画）作成要領」において、原則としてシラバス公開後の変更はできないこととしているが、学期開始前に遠隔、対面等の授業形態が確定した段階でシラバス改訂を行っている。学生には履修登録をする前に、必ずシラバスを確認するように周知している。シラバスにはフィードバックの方法を記入することとして、教員・学生間のコミュニケーション機会を確保している。また、最終的に目的・目標が達成できるよう進捗状況や理解度、授業期間中の授業アンケート等を確認しながら授業計画や方法等を適宜見直すことが重要である旨周知している。なお、授業外学習を促す手がかりとするため、シラバスにおける「テキスト」もしくは「参考資料」のいずれか一方は必ず記載することとしており、履修者の自発的な取り組みのために必ず具体的な資料名を指定することとしている。 ■履修登録前～履修登録期間中に各科目責任者による履修相談及びアカデミック・アドバイザーによる面談の機会があり、履修や学習のための指導の機会を担保している。 ■演習、実習、ワークショップ等の授業形態では学科選抜、初回授業時選抜、要手続、履修者選抜といった手段で適切な履修数としている【開講科目表】 ■講義科目においても履修者数が200名を超えた科目は、教育効果の観点から次年度において120名に制限している。【開講科目表、大学教務委員会資料】</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・全般的に見て、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、どのような方法が取られているか。 ※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針と教育方法の整合性 ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法の採用とその実施 ・1授業当たりの適切な学生数の設定と運用 ・シラバスの作成と活用 ・履修指導 ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習時間、学習内容の確保）を図る措置 ・各学部・研究科における教育方法の導入、教育の実施について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。 	<p>8 履修登録単位数の上限設定（学士課程）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位の実質化を図る措置が不十分な場合は、改善課題として指摘する（すべての学位課程）。 ※ 単位の実質化を図る措置としては、教育課程上の配慮、成績評価の厳格性の確保、授業時間外に必要な学習の促進等の取り組みのほか、学士課程に関しては履修登録単位の上限設定（年間50単位未満で設定していることを目安とする）が該当する。 ※ 履修登録単位の上限を設定していくも、一部の科目を対象外としており、これらを含めると実態として上記の目安を超えて履修している学生が相当数いる場合は、単位の実質化を図るその他の措置が十分かを確認したうえで、問題があれば改善課題として指摘する。 ※ 卒業予定年の学生等を対象に履修登録単位数の上限を設けない、あるいは設けても弾力的措置をとっている場合もありうるが、これらについても例外とせずに、単位の実質化を図る措置を十分に見極めたうえで、問題があれば、改善課題として指摘する。 <p>9 1学期の授業期間と単位計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業期間が必ずしも15週である必要はない。ただし、授業における学生の学習時間が十分に確保されていない場合は、改善課題として指摘する。 ・単位計算が不適切である場合は、是正勧告として指摘する。 	<p>■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学生要覧 ・大学院要覧 <p>■履修要項、シラバス※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 <p><修士課程、博士課程></p> <p>■研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示した資料*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院要覧 <p>《参考》</p> <p>■学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイドンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/department/syllabus/ ・学修行動調査結果 	

405	成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	A	<p>(1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置を講じているか。 • 単位制度の趣旨に基づく単位認定・既修得単位の適切な認定 • 成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置 • 卒業・修了要件の明示</p> <p>A ■編入学者の既修得単位については、2年次編入については30単位以上、3年次編入については62単位以上を編入学前大学で修得していることを編入学の条件として、編入学時には成績証明書で確認のうえ、前者については30単位、後者については62単位を認定している。いずれの場合においても本学の建学の精神を具現化したキリスト教科目区分としては認定せず、本学における修得を課している。【大学学則、学生要覧】 ■編入学者以外の者についての既修得単位については、自由選択科目区分として、他の単位認定と合わせて60単位までを認定可としている。【大学学則、学生要覧】 ■成績評価基準は学生要覧に定め、各科目での具体的成績評価については、シラバスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。【学生要覧、シラバス】 ■また学士課程においては成績評価のガイドラインを定め、S.A評価の上限を50%までとしている【学生要覧】 ■卒業・修了要件は、学生要覧に明記している。【学生要覧】</p>	国際交流学部では必修科目についても編入学者以外の既修得単位の認定を避け、本学での単位取得をさせている。		<ul style="list-style-type: none"> 全学的に見て、学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与は、どのように行われているか。 ※その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・厳正かつ適正な成績評価及び単位認定の実施 ・既修得単位等の適切な認定 ・学位授与における実施手続及び体制の明確性 各学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。 	<p>10 卒業・修了要件の設定及び明示</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業・修了の要件を明確にし、刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、あらかじめ学生に明示していない場合は、是正勧告として指摘する。 既修得単位として認定する単位数の上限が、設置基準で認められている数を超えている場合は、是正勧告として指摘する。 <p>『参考』</p> <p>■成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かれる資料などが考えられます。*</p> <p><修士課程、博士課程></p> <p>■学位論文審査基準を学生に示している資料*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院要覧
405	(つづき)		<p>(2) 学位授与を適切に行うための措置を講じているか。 • 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示 • 学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保するための措置 • 学位授与に係る責任体制及び手続の明示 • 適切な学位授与</p>	A			
406	学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	A	<p>(1) 各学士課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定しているか。(特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)</p> <p>A ■学士課程を通じた統合的な科目として卒業論文等を必修として課し、課程を通じた成果を測定している。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 全学的に見て、学位授与方針に示した学生の学習成果は、どのような方法で測定されているか。 ※その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用 ・当該職業を担うのに必要な能力の修得状況の把握(特に専門的な職業との関連性が強い教育課程の場合) ・学習成果を測定するにあたり、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援しているか。 	<p>●【基準4】学位授与方針に定めた学習成果の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習成果の測定方法が決まっておらず、検討もしていない場合は、是正勧告として指摘する。 検討は始まっているが、まだ学習成果の測定方法は決められていない、又は、学位授与方針に示した学習成果と測定方法の関係性が不明瞭で、多角的かつ適切に学習成果を測定しているとは言えない場合は、改善課題として指摘する。 測定方法の検討がある程度進んでおり、近い将来成果を測定できることが見込める場合は、提言を付さず概評でその実行を促す。 <p>『参考』</p> <p>■卒業生調査の調査票やループリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かれる資料などが考えられます。*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学修行動調査結果 ・授業アンケート結果 ・卒業生アンケート結果
407	教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	<p>(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。 • 学習成果の測定結果の適切な活用</p> <p>A 所管部門からの検証資料を受け、国際交流学部としては、2023年度第3回国際交流学部主任等会議(2023年6月7日開催)及び2023年度第3回国際交流学部教授会(2023年6月7日開催)において、「2022年度自己点検・評価シート(大学基準4)」の記載内容をもとに教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行った。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 	<p>『参考』</p> <p>■学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かれる資料などが考えられます。*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録 ・全学教養教育機構会議記録 ・自己点検・評価シート

407	(つづき)	A	<p>(2) 学習成果の測定結果を適切に活用しているか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特定科目の修得状況、GPA等の学修成績を用いて3、4年次必修ゼミ科目クラス選抜に活用している。【各学科ゼミ募集資料】 ■特に英語科目においてはプレイスメント・テストの結果によりレベル別のクラス分けをおこなっている。【英語教育運営委員会資料】 ■学修行動調査の結果を各科目所管部署でのカリキュラム改革の検討材料として利用している。【大学FD委員会資料】 			<ul style="list-style-type: none"> ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 ・上記において、学習成果の測定結果は、教育課程及びその内容、方法の改善にどのように活用されているか。 		
		A	(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。						

2022年度自己点検・評価シート

(国際交流学部)

大学基準5 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目（細目）	評価②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
501	学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	A	(1) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表がされているか。	A	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえた学生の受け入れ方針を設定し、本学公式サイト及び学生募集要項にて公表を行っている。			<ul style="list-style-type: none"> ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定されているか。 ・上記の方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示されているか。 	12 学生の受け入れ方針の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学生の受け入れ方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 学生の受け入れ方針は、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との一貫性が明確であれば、必ずしも授与する学位の分野ごとに設定されていないてもよい。ただし、異なる学位課程（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）で同一の方針とすることはできない。 ・上記の方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合しているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・学生の受け入れ方針に、求める学生像を示していない場合は、改善課題として指摘する。 ※ 学生の受け入れ方針に、入学前の学習歴、学力水準、能力が含まれていない場合であっても、提言せずに概評で指摘する。 	■ 入学試験要項※ （一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試・指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試）
502	学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	A	(1) 学生の受け入れ方針に基づいた学生の募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定しているか。	A	学生の受け入れ方針に基づいた学生の募集方法を設定し、学部入試委員会及び入試MM委員会・学部教授会にて検討・審議を行っている。					■ 入学試験要項※ （一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試・指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試）
		A	(2) 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供を行っているか。	A	本学公式サイトに公表されており、受験生応援サイトでも「よくある質問」として情報提供を行っている。その他同様の内容を大学案内パンフレットにも掲載している。			<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜は、学生の受け入れ方針に沿って、どのように制度化されているか。 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供はどのように行われているか。<2020年3月追加項目> ・入学者選抜の運営体制は、どのように整備されているか。 ・上記の運営体制のもと、入学者選抜は公正に実施されているか。 ・入学者選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているか。 		
		A	(3) 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制を適切に整備しているか。	A	入学者選抜については、学長の責任のもと、各学部・研究科で審議の上、決定している。					
		A	(4) 公正な入学者選抜を実施しているか。 ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施	A	入学者選抜は、文部科学省が通知する大学入学者選抜実施要項に沿って適切に行い、上記の運営体制にて公正に実施している。					
		A	(5) 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施しているか。 ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等）	A	本学公式サイトに「受験上の配慮等」として受験時及び入学後の生活について事前に相談を受けつける体制を公表しており、相談内容に応じて学内関係部署と協議の上、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。					■ 入学者選抜に係る規程 ・大学入試委員会規程 ・入試MM委員会規程 ・文学部入試委員会規程 ・音楽学部入試委員会規程 ・国際交流学部入試委員会規程

503		B	<p>(1) 入学定員及び収容定員を適切に設定した在籍学生数を適切に管理しているか。</p> <p><学士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学定員に対する入学者数比率 <学士課程> ・編入学定員に対する編入学生数比率 <学士課程> ・収容定員に対する在籍学生数比率 <学士課程> ・収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応 <修士・博士・専門職学位課程> ・収容定員に対する在籍学生数比率 	<p>B</p> <p>学士課程における在籍学生数比率及び入学者数比率に関しては、学部と入試部門の間で現状数値の共有を図り、適切な数値に收まるよう管理している。入学者数が減少傾向であり、改善させるための検討が必要な状況である。</p>	<p>・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数は、入学定員に対して適正な数となっているか。</p> <p>・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持しているか。</p> <p>・収容定員に対し、在籍学生数が大幅に超過している場合、どのような対策が検討、実施されているか。</p> <p>・収容定員に対し、在籍学生数が充足していない場合、どのような対策が検討、実施されているか。</p>	<p>13 定員管理</p> <p>[学士課程]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部又は学科における入学定員充足率の5年平均又は収容定員充足率が【表1】の目安に抵触している場合は、該当する学部又は学科を取り上げながら、学士課程全体の定員管理の問題として提言を付す。 ・学士課程全体の収容定員充足率が【表1】(定員超過の場合は「左記以外の分野」の欄を適用)の目安に抵触している場合は、上記の提言とあわせて該当する提言を付す。 <p>【表1】</p> <p>定員超過 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1.25以上・・・改善課題 ・1.30以上・・・是正勧告 <p>定員未充足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0.90未満・・・改善課題 ・0.80未満・・・是正勧告 <p>【修士・博士・専門職学位課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科における収容定員充足率が、【表3】の目安に抵触している場合は、該当する研究科を取り上げながら、大学院全体の問題として該当する提言を付す。 <p>【表3】</p> <p>定員超過 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.00以上・・・改善課題 <p>定員未充足 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修士課程 0.50未満・・・改善課題 ・博士課程 0.33未満・・・改善課題 	<p>■大学基礎データ (表2、表3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学基礎データ (表2) 「学生」 ・大学基礎データ (表3) 「学部・学科、研究科における志願者・合格者・入学者の推移」
504		A	<p>(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を行っているか。</p>	<p>A</p> <p>学生の受け入れの適切性について、2023年度第1回入試MM委員会（2023年4月19日開催）で提供される前年度入試データや各種企画実施報告資料に基づき、結果検証を行っている。</p>		<p>・学生の受け入れに関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。</p> <p>・上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。</p>	<p>《参考》</p> <p>■入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価シート
		A	<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	<p>A</p> <p>入試MM委員会構成員を中心に広報活動や入試制度の見直しを都度協議している。</p>			

2022年度自己点検・評価シート

(国際交流学部)

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目（細目）	評価②	③現状説明	④効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
601	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	A	(1) 下記内容を含む大学として求める教員像を設定しているか。 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等	A	【参考】大学全体の記述 「フェリス女学院大学の教育研究活動の方針」の中で「教員・教員組織に関する方針」を定め、大学公式サイトに掲載している。求める教員像については、「建学の精神及び教育理念を理解し、変化する社会に対応できる資質を有し、優れた教育力と研究能力を兼ね備えた人材」とし、教員組織の編成に当たっては、「長期的な計画のもと、教員の年齢構成・ジェンダー・バランス・国際性等に配慮する」ことを定めている。また、各学位課程における専門分野に関する能力については、「各学部・研究科では、それぞれのディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）にかなった教育に必要な教員組織を目指すとともに、少人数教育を可能にする教員数の確保にもつとめる」としている。			・教員組織の編制方針は、どのような内容か。 ・大学として求める教員像は、どのような内容か。 ・上記の方針及び求める教員像は、どのように学内で共有されているか。		■大学として求める教員像、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等について大学としての考え方を明らかにし学内で共有した資料※ ・各学部・研究科「教員の編成方針」（教授会資料） ・大学公式サイト 教員・教員組織に関する方針 ・大学公式サイト 各学部・研究科の教員の編成方針
602	教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	A	(1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は適切か。	A	【2023年5月1日現在】 国際交流学科は、専任教員数24名、うち教授数17名であり、基準数（専任教員数14名、うち教授数7名）を満たしている。				14 設置基準上必要専任教員数の充足 〔学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程〕 ・専任教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ（表4、表5） ・大学基礎データ（表4）「主要事業科目的担当状況（学士課程）」 ・大学基礎データ（表5）「専任教員年齢構成」 ・大学基礎データ（表1）「組織、設備等（教員組織）」
			(2) 適切な教員組織編制のための措置を講じているか。 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む） ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置	A	国際交流学部として、教員公募に当たって特に実務家出身者を対象とすることはないが、外務省、地方自治体、NGOなどの研究職を経験した教員が在籍している。また現在3名の外国籍教員が在籍している。			・教員組織は、教員組織の編制方針に沿って、どのように編制されているか。 ・教員数は各設置基準を満たし、教育研究上必要な規模の教員組織が編制されているか。 ・教員組織の年齢構成に、著しい偏りがないか。 ・教育研究上の必要性を踏まえ、教員組織は、教育と研究の成果を上げるうえで十分な教員で構成されているか。		『参考』 ■適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。*
			(3) 学士課程における教養教育の運営体制は適切か。	A	学士課程における教養教育を運営する組織として全学教養教育機構を設置している。全学教養教育機構長は全学教育担当副学長が担い、機構には、外国语契約教員、語学教育担当嘱託教員、留学生担当嘱託教員、情報センター嘱託教員が所属する。 なお、CLAコア科目に関しては、国際交流学部を含む各学部に所属する専任教員も担当しており、全学体制で本学における教養教育の充実化を図っている。					

603	教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	A	(1) 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し規程を整備しているか。 (2) 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。	A	国際交流学部に所属する教員の募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し規程を整備している。 教員の募集、採用、昇任等に際しては、国際交流学部教授会のもとに選考委員会または審査委員会を設置し、「大学専任教員用規程」「国際交流学部専任教員の任用に関する内規」のほか、関連諸規程の規定に基づき選考または審査手続きを行った後、国際交流学部教授会、大学評議会、本部諸会議の議を経て任用している。		・教員の募集、採用、昇任等に関わる基準及び手続は、どのような内容か。 ・教員の募集、採用、昇任等において、公正性に対し、どのように配慮されているか。		■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程※ ・大学教員区分及び資格基準 ・大学専任教員用規程 ・文学部専任教員の任用に関する内規 ・音楽学部専任教員の任用に関する内規 ・国際交流学部専任教員の任用に関する内規 ・大学特任教授規程 ・大学任期付専任教員用規程 ・大学任期付専任教員用規程施行細則 ・外国语契約教員用規程 ・語学教育担当嘱託教員用規程 ・留学生担当嘱託教員用規程 ・音楽学部嘱託教員用規程 ・情報センター担当嘱託教員用規程 ・客員教員規程 ・非常勤教員用規程 ・大学院担当教員に関する内規
604	ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	A	(1) ファカルティ・ディベロップメント(FD)を組織的に実施しているか。 (2) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等を評価し、その結果を活用しているか。	B	国際交流学部でも学部FD委員会を設置するとともに、学部でのFD活動を行ってきた。2022年度は全学的なオンライン授業関連のFD活動には参加したもの、例年のような学部独自のFD勉強会などは実施しなかった。一方、2023年度からの新3プログラム開始に向けて、各プログラムの担当者における意見交換および教授会のメンバー全員による議論を複数回実施するなどのFD活動は持続的に行ってきました。		・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるため、どのような取り組みが組織的に実施されているか。 ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、どのような取り組みが行われているか。 ・教育活動、研究活動等の活性化を図る取り組みとして、教員の業績評価はどのように位置づけられ、実施されているか。	15 ファカルティ・ディベロップメントの実施 ① 学士課程全体又は各学部 ② 修士課程・博士課程全体又は各研究科 ③ 専門職学位課程全体又は各研究科	■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況（参加率含む）が分かる資料※ ・FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト FD活動報告書 ・2021年度FD講演会・勉強会一覧
605	教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。 (2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	教員・教員組織の適切性について、国際交流学部では、2023年度第3回国際交流学部主任等会議（2023年6月7日開催）及び2023年度第3回国際交流学部教授会（2023年6月7日開催）において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート（大学基準6）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。		・教員組織に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教員組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。		『参考』 ■教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。※ ・自己点検・評価シート

2022年度自己点検・評価シート

(音楽学部)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目（細目）	評価②	③現状説明	④効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料	
101	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されているか。	A	音楽学部では、教育研究目的（人材養成目的）を「音楽の領域を中心とした高度の教育研究を行い、現代文化に対する理解を深めることにより、社会に積極的にかかわる、創造性豊かな人材を養成する。」と定め、大学学則第2条の2（2）に明示している。 また、音楽学部の教育研究目的（人材養成目的）に基づき、音楽芸術学科の人材養成目的も定めている。			・大学として掲げる理念は、どのような内容か。 ・教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学としての目的及び学部・研究科における教育研究上の目的は、どのような内容か。 ・上記の学部・研究科の目的は、大学の理念・目的と連関しているか。 ・上記の大学及び学部・研究科の目的は、高等教育機関としてふさわしいものであり、かつ個性や特徴が示されているか。		■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則	
102	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。	A	音楽学部の教育研究目的（人材養成目的）は、大学学則第2条の2（2）に明示している。また、音楽学部の教育研究目的（人材養成目的）に基づき定めた音楽芸術学科の人材養成目的については、「三つの方針」とともに一括して明示している。			1 大学の理念・目的の公表 ・大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	■大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・大学案内 ・大学院案内		
103	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策は設定されているか。	A	(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策は設定されているか。	A	中期計画「21-25 PLAN」において、音楽学部・音楽研究科の事業を策定し、各学科、研究科の将来計画を実現するための教学改革プロジェクトに取り組んだ。			・中・長期の計画その他の諸施策は、どのような内容か。 ・上記の計画、施策等は、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容になっているか。	■中・長期計画、アクションプラン、具体的な施策等 ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2020年度版） ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2021年度版） ・大学公式サイト 大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2030』		

2022年度自己点検・評価シート (音楽学部)

基準3(音楽学部)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目（細目）	評価②	③現状説明	④効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センター等の他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成は適合しているか。	A	音楽学部は、本学の目的及び使命に基づき、「音楽の領域を中心とした高度の教育研究を行い、現代文化に対する理解を深めることにより、社会に積極的にかかわる、創造性豊かな人材を養成する」ことを教育研究目的（人材養成目的）として定め、これを実現するため、音楽芸学科、演奏学科（※2019年度より学生募集停止、音楽芸術学科に改組統合）を設置している。			・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）はどのように構成されているか。		■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程
		A	(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。							■大学基礎データ（表1） ・大学基礎データ（表1）組織・設備等（教育研究組織）
		A	(3) 教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性							
		A	(4) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	中期計画「21-25 PLAN」において、音楽芸術学科の将来計画、人材養成目的を実現するための教学改革に取り組んでいる。中期計画は毎年、事業の経過とその成果を検証する機会を設けており、その作業をとおして、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く環境等の観点から、各学科のカリキュラム・組織体制について確認している。					
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教育研究組織の適切性について、音楽学部では、2023年度第5回音楽学部主任等会議（2023年5月31日開催）及び2023年度第4回音楽学部教授会（2023年6月7日開催）において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート（大学基準3）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・教育研究組織の構成に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか（組織の設置・改編、センターにおける新規事業の導入等）。		《参考》 ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したこと示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
		A	(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A						

2022年度自己点検・評価シート (音楽学部)

大学基準4 教育課程・学習成果

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行していない」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目（細目）	評価②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
401	授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	A	(1) 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識・技能・態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を適切に設定し（授与する学位ごと）公表しているか。	A	■学生要覧、大学公式webサイトに各学科のディプロマ・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】			<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。 ・上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 	7 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、原則として授与する学位ごと（分野と学位課程種）に設定することが求められる。 ※ ただし、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の設定が、学部・学科・研究科・専攻ごとなどであっても、内容が当該学部・学科・研究科・専攻が授与する学位に即したものであれば、ただちに提言の対象とはしない。 ・学位授与方針に、修得すべき知識、技能、能力など当該学位にふさわしい学習成果を示していない場合は、改善課題として指摘する。 ※ 学位授与方針に、卒業要件、修了要件が含まれていない場合であっても、別途示していれば問題としない（概評にも記述しない）。 ※ 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針が、内容において一貫していないと判断される場合は、基準2の概評で指摘する（問題の程度によっては、改善課題又は正勧告を付すことも可）。 	<ul style="list-style-type: none"> ■学位授与方針を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体） ・大学公式サイト 英語英米文学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 日本語日本文学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト コミュニケーション学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 音楽芸術学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 演奏学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 國際交流学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 英語英米文学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 日本語日本文学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 演奏専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト コミュニケーション学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 音楽芸術専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 演奏専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 國際交流専攻の人材養成目的及び三つの方針
402	授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	A	(1) 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針を設定し公表しているか。（授与する学位ごと） ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等	A	■学生要覧、大学公式webサイトに各学科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】			<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。 ・上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方方が明確に示されているか。 ・上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針に、教育課程の編成に関する基本的な考え方又は実施に関する基本的な考え方のうち、いざれか一方が示されていない場合は、改善課題として指摘する。 ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によつても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■教育課程の編成・実施方針を公表している・大学公式サイト ※401の根拠資料「学位授与方針」と同じページ
403	教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	A	(1) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置を講じているか。 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性・体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容・方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】【学専】） ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】） ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】） ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり	A	■カリキュラム・ポリシーに基づき、毎年度科目の改廃を実施している。 ■科目の改廃にあたっては科目設置の目的、内容・授業方法の概要、科目区分、単位数、履修年次、ナンバリングを明記した資料により大学教務委員会で審議する。【大学教務委員会資料】 ■導入教育科目（「基礎演習」）を設け初年次教育、高大接続を行っている。 【開講科目表、学生要覧】			<ul style="list-style-type: none"> ・全般的に見て、学部・研究科の教育課程は、どのように編成されているか。 ※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と、各授業科目との関係の明確性 ・専門分野の学問の体系を考慮した教育課程編成 ・学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当 ・各学部・研究科における教育課程の編成について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ■履修要項、シラバス* ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 <p>《参考》</p> <p>■教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられます。*</p> <p>《参考》</p> <p>■当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられます。*</p>

403	(つづき)	A	(2) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施しているか。	<p>■各学科専門科目の大部分が他学科学生履修可能となっており、学生は幅広く教養、技能を修得することが可能となっている。【学生要覧】</p> <p>■全学教養教育機構のCLAコア科目では社会と仕事を学ぶ「キャリア形成の理解1、2」「キャリア系の知識を深める1、2、3」「社会人基礎力の取得と実践1、2」「キャリア実習（短期インターンシップ、長期インターンシップ）を開講している。また専門科目では「音楽ビジネス」「音楽起業ワークショップ」「英語で音楽ビジネス」を開講している。【学生要覧、開講科目表】</p>				
404	学生の学習を活性化し、効果的に教育を行なうための様々な措置を講じているか。	A	(1) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じているか。 ・各学部課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容・方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法・基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 <学士課程> ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 <修士課程> ・適切な履修指導の実施 <修士課程・博士課程> ・研究指導計画（研究指導の内容・方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施	<p>■1学期の登録単位数の上限を24単位とするCAP制度を設けている。【学生要覧】</p> <p>■授業及び授業外に必要な学生の学習を活性化するため、シラバスにおいて参考資料の提示、授業外学修の指示を行っている。</p> <p>■シラバスは各科目担当部署において確認をし、カリキュラムとの整合性を担保している。【「2022年度開講科目のシラバス点検について（依頼）」 2022年2月14日発信】</p> <p>■教員向けの「シラバス（授業計画）作成要領」において、原則としてシラバス公開後の変更はできないこととしているが、学期開始前に遅隔、対面等の授業形態が確定した段階でシラバス改訂を行っている。学生には履修登録をする前に、必ずシラバスを確認するように周知している。シラバスにはフィードバックの方法を記入することとして、教員・学生間のコミュニケーション機会を確保している。また、最終的に目的・目標が達成できるよう進捗状況や理解度、授業期間中の授業アンケート等を確認しながら授業計画や方法等を適宜見直すことが重要である旨周知している。なお、授業外学習を促す手がかりとするため、シラバスにおける「テキスト」もしくは「参考資料」のいずれか一方は必ず記載することとしており、履修者の自発的な取り組みのために必ず具体的な資料名を指示することとしている。</p> <p>■履修登録前～履修登録期間中に各科目責任者による履修相談及びアカデミック・アドバイザーによる面談の機会があり、履修や学習のための指導の機会を担保している。</p> <p>■演習、実習、ワークショップ等の授業形態では学科選抜、初回授業時選抜、要手続、履修者選抜といった手段で適切な履修教としている【開講科目表】</p> <p>■講義科目においても履修者数が200名を超えた科目は、教育効果の観点から次年度において120名に制限している。【開講科目表、大学教務委員会資料】</p>	<p>8 履修登録単位数の上限設定（学士課程）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位の実質化を図る措置が不十分な場合は、改善課題として指摘する（すべての学位課程）。 <p>※ 単位の実質化を図る措置としては、教育課程上の配慮、成績評価の厳格性の確保、授業時間外に必要な学習の促進等の取り組みのほか、学士課程に関しては履修登録単位の上限設定（年間50単位未満で設定していることを目安とする）が該当する。</p> <p>※ 履修登録単位の上限を設定していくも、一部の科目を対象外としており、これらを含めると実態として上記の目安を超えて履修している学生が相当数いる場合は、単位の実質化を図るその他の措置が十分かを確認したうえで、問題があれば改善課題として指摘する。</p> <p>※ 全学的に見て、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行なうための措置として、どのような方法が取られているか。</p> <p>※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業予定年の学生等を対象に履修登録単位数の上限を設けない、あるいは設けても彈力的措置をとっている場合もありうるが、これらについても例外とせずに、単位の実質化を図る措置を十分に見極めたうえで、問題があれば、改善課題として指摘する。 <p>※ 単位の実質化を図る措置のうち履修登録単位の上限設定は主要なものと考えられるが、その実施を一律には求めない。</p> <p>※ 以下の場合は、これに該当する学生数が適正な範囲であるなど、制度の運用実態に十分な注意を払う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大学設置基準第27条の2第2項又は専門職大学設置基準第23条第2項の規定に基づき、成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合。 ② その他学内での規定に基づき学部長や学科長等による許可のもと履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合。 <p>※ 履修登録単位数の上限設定については、編入学生に対する場合も同様とする。</p> <p>9 1学期の授業期間と単位計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業期間が必ずしも15週である必要はない。ただし、授業における学生の学習時間が十分に確保されていない場合は、改善課題として指摘する。 ・単位計算が不適切である場合は、是正勧告として指摘する。 	<p>■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学生要覧 ・大学院要覧 <p>■履修要項、シラバス※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 <p><修士課程、博士課程></p> <p>■研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示した資料*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院要覧 <p>《参考》</p> <p>■学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイドライン資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/ ・学修行動調査結果 		
403	(つづき)	A	(2) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施しているか。	<p>■各学科専門科目の大部分が他学科学生履修可能となっており、学生は幅広く教養、技能を修得することが可能となっている。【学生要覧】</p> <p>■全学教養教育機構のCLAコア科目では社会と仕事を学ぶ「キャリア形成の理解1、2」「キャリア系の知識を深める1、2、3」「社会人基礎力の取得と実践1、2」「キャリア実習（短期インターンシップ、長期インターンシップ）を開講している。また専門科目では「音楽ビジネス」「音楽起業ワークショップ」「英語で音楽ビジネス」を開講している。【学生要覧、開講科目表】</p>				
404	学生の学習を活性化し、効果的に教育を行なうための様々な措置を講じているか。	A	(1) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し、効果的に教育を行なうための措置を講じているか。 ・各学部課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容・方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法・基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 <学士課程> ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 <修士課程> ・適切な履修指導の実施 <修士課程・博士課程> ・研究指導計画（研究指導の内容・方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施	<p>■1学期の登録単位数の上限を24単位とするCAP制度を設けている。【学生要覧】</p> <p>■授業及び授業外に必要な学生の学習を活性化するため、シラバスにおいて参考資料の提示、授業外学修の指示を行っている。</p> <p>■シラバスは各科目担当部署において確認をし、カリキュラムとの整合性を担保している。【「2022年度開講科目のシラバス点検について（依頼）」 2022年2月14日発信】</p> <p>■教員向けの「シラバス（授業計画）作成要領」において、原則としてシラバス公開後の変更はできないこととしているが、学期開始前に遅隔、対面等の授業形態が確定した段階でシラバス改訂を行っている。学生には履修登録をする前に、必ずシラバスを確認するように周知している。シラバスにはフィードバックの方法を記入することとして、教員・学生間のコミュニケーション機会を確保している。また、最終的に目的・目標が達成できるよう進捗状況や理解度、授業期間中の授業アンケート等を確認しながら授業計画や方法等を適宜見直すことが重要である旨周知している。なお、授業外学習を促す手がかりとするため、シラバスにおける「テキスト」もしくは「参考資料」のいずれか一方は必ず記載することとしており、履修者の自発的な取り組みのために必ず具体的な資料名を指示することとしている。</p> <p>■履修登録前～履修登録期間中に各科目責任者による履修相談及びアカデミック・アドバイザーによる面談の機会があり、履修や学習のための指導の機会を担保している。</p> <p>■演習、実習、ワークショップ等の授業形態では学科選抜、初回授業時選抜、要手続、履修者選抜といった手段で適切な履修教としている【開講科目表】</p> <p>■講義科目においても履修者数が200名を超えた科目は、教育効果の観点から次年度において120名に制限している。【開講科目表、大学教務委員会資料】</p>	<p>8 履修登録単位数の上限設定（学士課程）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位の実質化を図る措置が不十分な場合は、改善課題として指摘する（すべての学位課程）。 <p>※ 単位の実質化を図る措置としては、教育課程上の配慮、成績評価の厳格性の確保、授業時間外に必要な学習の促進等の取り組みのほか、学士課程に関しては履修登録単位の上限設定（年間50単位未満で設定していることを目安とする）が該当する。</p> <p>※ 履修登録単位の上限を設定していくも、一部の科目を対象外としており、これらを含めると実態として上記の目安を超えて履修している学生が相当数いる場合は、単位の実質化を図るその他の措置が十分かを確認したうえで、問題があれば改善課題として指摘する。</p> <p>※ 全学的に見て、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行なうための措置として、どのような方法が取られているか。</p> <p>※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業予定年の学生等を対象に履修登録単位数の上限を設けない、あるいは設けても彈力的措置をとっている場合もありうるが、これらについても例外とせずに、単位の実質化を図る措置を十分に見極めたうえで、問題があれば、改善課題として指摘する。 <p>※ 単位の実質化を図る措置のうち履修登録単位の上限設定は主要なものと考えられるが、その実施を一律には求めない。</p> <p>※ 以下の場合は、これに該当する学生数が適正な範囲であるなど、制度の運用実態に十分な注意を払う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大学設置基準第27条の2第2項又は専門職大学設置基準第23条第2項の規定に基づき、成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合。 ② その他学内での規定に基づき学部長や学科長等による許可のもと履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合。 <p>※ 履修登録単位数の上限設定については、編入学生に対する場合も同様とする。</p> <p>9 1学期の授業期間と単位計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業期間が必ずしも15週である必要はない。ただし、授業における学生の学習時間が十分に確保されていない場合は、改善課題として指摘する。 ・単位計算が不適切である場合は、是正勧告として指摘する。 	<p>■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学生要覧 ・大学院要覧 <p>■履修要項、シラバス※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 <p><修士課程、博士課程></p> <p>■研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示した資料*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院要覧 <p>《参考》</p> <p>■学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイドライン資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/ ・学修行動調査結果 		

405	成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	A	<p>(1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置を講じているか。 • 単位制度の趣旨に基づく単位認定 • 既修得単位の適切な認定 • 成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置 • 卒業・修了要件の明示</p> <p>■編入学者の既修得単位については、2年次編入については30単位以上、3年次編入については62単位以上を編入学前大学で修得していることを編入学の条件とし、編入学時には成績証明書で確認のうえ、前者については30単位、後者については62単位を認定している。いずれの場合においても本学の建学の精神を具現化したキリスト教科目区分としては認定せず、本学における修得を課している。【大学学則、学生要覧】</p> <p>■編入学者以外の者についての既修得単位については、自由選択科目区分として、他の単位認定と合わせて60単位までを認定可としている。【大学学則、学生要覧】</p> <p>■成績評価基準は学生要覧に定め、各科目での具体的な成績評価については、シラバスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。【学生要覧、シラバス】</p> <p>■また学士課程においては成績評価のガイドラインを定め、S.A評価の上限を50%までとしている【学生要覧】</p> <p>■卒業・修了要件は、学生要覧に明記している。【学生要覧】</p>				<p>・全学的に見て、学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与は、どのように行われているか。 ※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。</p> <p>・既修得単位として認定する単位数の上限が、設置基準で認められている数を超えていた場合は、是正勧告として指摘する。</p> <p>10 卒業・修了要件の設定及び明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業・修了の要件を明確にし、刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、あらかじめ学生に明示していない場合は、是正勧告として指摘する。 	<p>■卒業・修了の基準、判定方法、体制等を明らかにした規程類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学位規則 ・学生要覧 ・大学院要覧
			<p>(2) 学位授与を適切に行うための措置を講じているか。 • 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示 • 学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保するための措置 • 学位授与に係る責任体制及び手続の明示 • 適切な学位授与</p>	A			<p>・各学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。</p> <p>11 研究指導計画及び学位論文審査基準の明示（修士・博士課程）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各研究科の学位課程ごとに、研究指導の方法やスケジュールをあらかじめ定めていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・上記の内容を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、あらかじめ学生に明示していない場合は、改善課題として指摘する。 ・各研究科の学位課程ごとに、学位論文や特定の課題についての研究の成果の審査基準を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・審査基準を公表していても文書等によってあらかじめ学生に明示していない場合は、改善課題として指摘する。 	<p>■履修要項など成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生要覧 ・大学院要覧 <p>《参考》</p> <p>■成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料などが考えられます。*</p> <p><修士課程、博士課程></p> <p>■学位論文審査基準を学生に示している資料*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院要覧
406	学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	A	<p>(1) 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定しているか。（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）</p>	A	<p>■学士課程を通じた統合的な科目として卒業論文等を必修として課し、課程を通じた成果を測定している。</p>		<p>・全学的に見て、学位授与方針に示した学生の学習成果は、どのように方法で測定されているか。 ※ その根拠として、下記の実際の状況も確認する。</p> <p>●【基準4】学位授与方針に定めた学習成果の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習成果の測定方法が決まっておらず、検討もしていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・検討は始まっているが、まだ学習成果の測定方法は決められていない、又は、学位授与方針に示した学習成果と測定方法の関係性が不明瞭で、多角的かつ適切に学習成果を測定しているとは言えない場合は、改善課題として指摘する。 	<p>《参考》</p> <p>■卒業生調査の調査票やループリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学修行動調査結果 ・授業アンケート結果 ・卒業生アンケート結果 <p>《参考》</p> <p>■学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など、学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録
407	教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	<p>(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。 • 学習成果の測定結果の適切な活用</p>	A	<p>所管部門からの検証資料を受け、音楽学部としては、主任等会議メンバーでの確認を行った上で、2023年度第4回音楽学部教授会（2023年6月7日開催）において、「2022年度自己点検・評価シート大学基準4」の記載内容をもとに教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行った。</p>		<p>・教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。</p>	<p>《参考》</p> <p>■学習実態の把握とそれにに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録 ・全学教養教育機構会議記録 ・自己点検・評価シート
		A	<p>(2) 学習成果の測定結果を適切に活用しているか。</p>	A	<p>■特定科目の修得状況、GPA等の学修成果を用いて3、4年次必修ゼミ科目クラス選抜に活用している。【各学科ゼミ募集資料】</p> <p>■特に英語科目においてはプレイスメント・テストの結果によりレベル別のクラス分けをおこなっている。【英語教育運営委員会資料】</p> <p>■学修行動調査の結果を各科目所管部署でのカリキュラム改革の検討材料として利用している。【大学FD委員会資料】</p>		<p>・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 • 上記において、学習成果の測定結果は、教育課程及びその内容、方法の改善にどのように活用されているか。</p>	
		A	<p>(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	A	<p>■教員は授業アンケートの結果を確認し、各担当授業の改善、学生への応答を各授業内で行うとともに、これを授業改善計画という形で学内に公表している。【大学FD委員会資料】</p>			

2022年度自己点検・評価シート (音楽学部)

大学基準5 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目（細目）	評価②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
501	学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	A	(1) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表がされているか。	A	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえた学生の受け入れ方針を設定し、本学公式サイト及び学生募集要項にて公表を行っている。			<ul style="list-style-type: none"> ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定されているか。 ・上記の方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示されているか。 ・上記の方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合しているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 <p>※ 学生の受け入れ方針に、入学前の学習歴、学力水準、能力が含まれていない場合であっても、提言せずに概評で指摘する。</p>	12 学生の受け入れ方針の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学生の受け入れ方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・学生の受け入れ方針は、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との一貫性が明確であれば、必ずしも授与する学位の分野ごとに設定されていくてもよい。ただし、異なる学位課程（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）で同一の方針とすることはできない。 ・学生の受け入れ方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によつても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・学生の受け入れ方針に、求める学生像を示していない場合は、改善課題として指摘する。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 <p>※ 学生の受け入れ方針に、入学前の学習歴、学力水準、能力が含まれていない場合であっても、提言せずに概評で指摘する。</p>	<p>■ 入学試験要項*</p> <p>（一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試）</p> <p>■ 学生の受け入れ方針を公表しているウェブサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体） ・大学公式サイト 各学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 大学院各専攻の人材養成目的及び三つの方針
502	学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	A	(1) 学生の受け入れ方針に基づいた学生の募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定しているか。	A	学生の受け入れ方針に基づいた学生の募集方法を設定し、学部入試委員会及び入試MM委員会・学部教授会にて検討・審議を行っている。					<p>■ 入学試験要項*</p> <p>（一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試）</p>
		A	(2) 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供を行っているか。	A	本学公式サイトに公表されており、受験生応援サイトでも「よくある質問」として情報提供を行っている。その他同様の内容を大学案内パンフレットにも掲載している。			<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜は、学生の受け入れ方針に沿つて、どのように制度化されているか。 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供はどのように行われているか。<2020年3月追加項目> ・入学者選抜の運営体制は、どのように整備されているか。 ・上記の運営体制のもと、入学者選抜は公正に実施されているか。 ・入学者選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているか。 		
		A	(3) 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制を適切に整備しているか。	A	入学者選抜については、学長の責任のもと、各学部・研究科で審議の上、決定している。					
		A	(4) 公正な入学者選抜を実施しているか。 ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施	A	入学者選抜は、文部科学省が通知する大学入学者選抜実施要項に沿つて適切に行い、上記の運営体制にて公正に実施している。					
		A	(5) 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施しているか。 ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等）	A	本学公式サイトに「受験上の配慮等」として受験時及び入学後の生活について事前に相談を受け付ける体制を公表しており、相談内容に応じて学内関係部署と協議の上、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。					<p>■ 入学者選抜に係る規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学入試委員会規程 ・入試MM委員会規程 ・文学部入試委員会規程 ・音楽学部入試委員会規程 ・国際交流学部入試委員会規程

503		B	<p>(1) 入学定員及び収容定員を適切に設定した在籍学生数を適切に管理しているか。</p> <p><学士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学定員に対する入学者数比率 <p><修士・博士・専門職学位課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容定員に対する在籍学生数比率 <p><修習・未充足に関する対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容定員に対する在籍学生数比率 	<p>B</p> <p>学士課程における在籍学生数比率及び入学者数比率に関しては、学部と入試部門の間で現状数値の共有を図り、適切な数値に収まるよう管理している。入学者数が減少傾向であることは改善させるための検討が必要な状況である。</p>		<p>・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数は、入学定員に対して適正な数となっているか。</p> <p>・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持しているか。</p> <p>・収容定員に対し、在籍学生数が大幅に超過している場合、どのような対策が検討、実施されているか。</p> <p>・収容定員に対し、在籍学生数が充足していない場合、どのような対策が検討、実施されているか。</p>	<p>13 定員管理</p> <p>[学士課程]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部又は学科における入学定員充足率の5年平均又は収容定員充足率が【表1】の目安に抵触している場合は、該当する学部又は学科を取り上げながら、学士課程全体の定員管理の問題として提言を付す。 ・学士課程全体の収容定員充足率が【表1】(定員超過の場合は「左記以外の分野」の欄を適用)の目安に抵触している場合は、上記の提言とあわせて該当する提言を付す。 <p>【表1】</p> <p>定員超過 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1.25以上・・・改善課題 ・1.30以上・・・是正勧告 <p>定員未充足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0.90未満・・・改善課題 ・0.80未満・・・是正勧告 <p>【修士・博士・専門職学位課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科における収容定員充足率が、【表3】の目安に抵触している場合は、該当する研究科を取り上げながら、大学院全体の問題として該当する提言を付す。 <p>【表3】</p> <p>定員超過 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.00以上・・・改善課題 <p>定員未充足 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修士課程 0.50未満・・・改善課題 ・博士課程 0.33未満・・・改善課題 	<p>■大学基礎データ (表2、表3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学基礎データ (表2) 「学生」 ・大学基礎データ (表3) 「学部・学科、研究科における志願者・合格者・入学者の推移」
504		A	<p>(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を行っているか。</p>	<p>A</p> <p>学生の受け入れの適切性について、2023年度第1回入試MM委員会（2023年4月19日開催）で提供される前年度入試データや各種企画実施報告資料に基づき、結果検証を行っている。</p>		<p>・学生の受け入れに関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。</p> <p>・上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。</p>	<p>《参考》</p> <p>■入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価シート 	
		A	<p>(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。</p>	<p>A</p> <p>入試MM委員会構成員を中心に広報活動や入試制度の見直しを都度協議している。</p>				

2022年度自己点検・評価シート (音楽学部)

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①点検・評価項目	評価①	②フェリスにおける点検項目（細目）	評価②	③現状説明	④特に効果があがっている点	⑤今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料	
601	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	A	(1) 下記内容を含む大学として求める教員像を設定しているか。 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等	A	【参考】大学全体の記述 「フェリス女学院大学の教育研究活動の方針」の中で「教員・教員組織に関する方針」を定め、大学公式サイトに掲載している。求める教員像については、「建学の精神及び教育理念を理解し、変化する社会に対応できる資質を有し、優れた教育力と研究能力を兼ね備えた人材」とし、教員組織の編成に当たっては、「長期的な計画のもと、教員の年齢構成・ジェンダーバランス・国際性等に配慮する」ことを定めている。また、各学位課程における専門分野に関する能力については、「各学部・研究科では、それぞれのディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）にかなった教育に必要な教員組織を目指すとともに、少人数教育を可能にする教員数の確保にもとどめる」としている。			・教員組織の編制方針は、どのような内容か。 ・大学として求める教員像は、どのような内容か。 ・上記の方針及び求める教員像は、どのように学内で共有されているか。		■大学として求める教員像、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等について大学としての考え方を明らかにし学内で共有した資料※ ・各学部・研究科「教員の編成方針」（教授会資料） ・大学公式サイト 教員・教員組織に関する方針 ・大学公式サイト 各学部・研究科の教員の編成方針	
602	教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	A	(1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は適切か。	A	【2023年5月1日現在】 音楽芸術学科は、専任教員数13名、うち教授数8名であり、基準数（専任教員数10名、うち教授数5名）を満たしている。 演奏学科は2019年度より学生募集を停止しているが、在学期間内の学生が在籍しており、必要なカリキュラムを維持できるよう教員数を整備している。専任教員数6名、うち教授数5名。なお、演奏学科の教員全員は、音楽芸術学科との兼担である。				14 設置基準上必要専任教員数の充足 〔学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程〕 ・専任教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。		■大学基礎データ（表4、表5） ・大学基礎データ（表4）「主要事業科目の担当状況（学士課程）」 ・大学基礎データ（表5）「専任教員年齢構成」 ・大学基礎データ（表1）「組織、設備等（教員組織）」
		A	(2) 適切な教員組織編制のための措置を講じているか。 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む） ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置	A	音楽芸術学科は2019年度に嘱託教員1名（作曲）、2021年度に嘱託教員1名（デジタル系）、演奏学科は2019年度に嘱託教員2名（ヴァイオリン、フルート）を新たに採用した。演奏の2名は、音楽芸術学科と兼担している。この4名の教員の勤務年限は、いずれも最長5年である。			・教員組織は、教員組織の編制方針に沿って、どのように編制されているか。 ・教員数は各設置基準を満たし、教育研究上必要な規模の教員組織が編制されているか。 ・教員組織の年齢構成に、著しい偏りがないか。 ・教育研究上の必要性を踏まえ、教員組織は、教育と研究の成果を上げるうえで十分な教員で構成されているか。		『参考』 ■適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。*	
		A	(3) 学士課程における教養教育の運営体制は適切か。	A	学士課程における教養教育を運営する組織として全学教養教育機構を設置している。全学教養教育機構長は全学教育担当副学長が担い、機構には、外国語契約教員、語学教育担当嘱託教員、留学生担当嘱託教員、情報センター嘱託教員が所属する。 なお、CLAコア科目に関しては、各学部に所属する専任教員も担当しており、全学体制で本学における教養教育の充実化を図っている。						

603	教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	A	(1) 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し規程を整備しているか。	A	音楽学部に所属する教員の募集、採用、昇任等に関する基準及び手続については、「大学専任教員任用規程」に基づき定めた「音楽学部専任教員の任用に関する内規」「音楽学部嘱託教員任用規程」を整備し規定している。			・教員の募集、採用、昇任等に関する基準及び手続は、どのような内容か。 ・教員の募集、採用、昇任等において、公正性に対し、どのように配慮されているか。	■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程※ ・大学教員区分及び資格基準 ・大学専任教員任用規程 ・文学部専任教員の任用に関する内規 ・音楽学部専任教員の任用に関する内規 ・国際交流学部専任教員の任用に関する内規 ・大学特任教授規程 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国语契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生担当嘱託教員任用規程 ・音楽学部嘱託教員任用規程 ・情報センター担当嘱託教員任用規程 ・客員教員規程 ・非常勤教員任用規程 ・大学院担当教員に関する内規
		A	(2) 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。	A	教員の募集、採用、昇任等に際しては、音楽学部教授会のもとに選考委員会または審査委員会を設置し、「大学専任教員任用規程」「音楽学部専任教員の任用に関する内規」「音楽学部嘱託教員任用規程」のほか、関連諸規程の規定に基づき選考または審査手続きを行った後、音楽学部教授会、大学評議会、本部諸会議の議を経て任用している。				
604	ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	A	(1) ファカルティ・ディベロップメント(FD)を組織的に実施しているか。	B	2022年度は、受験生や現役学生にとって魅力的であり、また卒業後の社会のニーズも対応できるようなカリキュラムをテーマにしたFD勉強会を実施し、専任教員と職員が参加した。そこでは学部・研究科の教育内容を把握・確認し、ポピュラー音楽や吹奏楽等の科目を創設するカリキュラム改革の議論をすることができた。ただFD研修会は、回数としては1回しかできておらず、次年度は活発なFD活動を実施できるよう検討したい。			・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるため、どのような取り組みが組織的に実施されているか。 ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、どのような取り組みが行われているか。 ・教育活動、研究活動等の活性化を図る取り組みとして、教員の業績評価はどのように位置づけられ、実施されているか。	■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況（参加率含む）が分かる資料※ ・FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト FD活動報告書 ・2021年度FD講演会・勉強会一覧
605	教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教員・教員組織の適切性について、2023年度第5回音楽学部主任等会議（2023年5月31日開催）及び2023年度第4回音楽学部教授会（2023年6月7日開催）において、点検・評価項目に従って、「2022年度自己点検・評価シート（大学基準6）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・教員組織に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教員組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。	『参考』 ■教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。※ ・自己点検・評価シート